

経営革新貸付のご案内

中小企業の経営革新や事業承継、成長が期待される元気な中小企業の新たな事業展開等に必要とする資金の円滑な供給を図ります

1 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた方
- (2) 県内で事業を営む中小企業者で、事業継続が困難となっている方から事業譲渡等により円満に事業を取得する方（法の認定を受けた中小企業者の代表者個人を含む）
- (3) 役員又は親族の中から経営を承継する者を確保することが困難であること等により事業継続が困難となっている他の中小企業者の経営の承継を行うため、法の認定を受けた県内で事業を営もうとする中小企業者及び事業を営んでいない個人
- (4) （公財）ひょうご産業活性化センターが実施する「中小企業支援ネットひょうご」の成長期待企業として支援決定を受けた方（「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」で一定以上の評価を得て支援決定を受けた方を含む）

2 融資条件

融資限度額	1億円
融 資 利 率	年0.70%（固定利率）
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
資 金 使 途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信 用 保 証	原則として保証を付ける <u>保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。</u>

3 申 込 先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。